

企業誘致に向けた経済波及効果等調査業務委託仕様書

1. 適用

本仕様書は、川越市が受注者に委託して実施する「企業誘致に向けた経済波及効果等調査業務委託」（以下、「本業務」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2. 本業務の目的

企業誘致による市内経済への波及効果・雇用促進効果・税収効果等を定量的に分析し、具体的な企業誘致施策の検討や検証をおこなう際の基礎資料として活用する為、当該事業を実施しようとするもの。

3. 委託期間

契約締結日 から 令和 7 年 1 1 月 2 8 日（金）まで

4. 業務内容

(1) 企業誘致の候補となる産業の調査

企業誘致を進めるに当たって、本市がこれまでにを行った企業誘致に関する調査や検討内容等を踏まえ、本市経済の振興、雇用促進及び税収確保に貢献し、本市産業の付加価値を向上させ、持続的な地域の繁栄に繋がる産業を洗い出す。（本市がこれまで行った調査や検討内容については、川越市公式 HP を参照のこと。）

(2) ターゲット産業の特定

(1)において洗い出された企業誘致の候補となる産業の中から本市への立地の可能性が比較的高いと想定されるターゲット産業を特定する。

(3) 経済波及効果等の分析のためのモデル企業の設定

(2)で特定したターゲット産業の企業を誘致することを想定し、経済波及効果等の分析のため、ターゲット産業それぞれについて、モデル企業を設定する。

(4) モデル企業を誘致した場合の経済波及効果等の分析・評価

(3)で設定したモデル企業が新たに立地した場合の経済波及効果等を分析する。尚、川越市における産業連関表は未作成のため、埼玉県産業連関表等を適宜活用する。モデル企業の立地に対して下記 3 つの効果を示す。

また、これらの定量的な分析結果を踏まえ、本市の経済・雇用・税収等へ好影響を与える産業及び立地企業を検討し、本市の企業誘致施策の有効性を評価・検証する。

(ア) 市内経済への波及効果

(イ) 雇用促進効果

(ウ) 税収効果

(5) 報告書の作成

(1)～(4)の内容を取り纏めた報告書を作成する。また、関係各所への説明を目的として、企業立地に伴う経済波及効果等を示す概要資料（パワーポイント資料数枚程度）についても合わせて作成する。

5. 打合せ協議

本業務を適正かつ円滑に実施するため、市と月に1回以上打合せを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、受注者がその都度書面に記録し、市の確認を得ること。

業務の着手時、完了時には、管理技術者が立ち会うものとする。

※打ち合わせのうち軽微なものについては、WEB会議も可とする。

6. 成果物の納品

上記4.（1）～（5）における成果物及び提出部数は次のとおりとする。

①報告書一式（簡易製本）	2部
②報告書【概要版】（A3カラー）	10部
③議事録一式	2部
④上記電子データ	1式
⑤その他市が指示するもの	1式

7. 検査

(1) 受注者は、本業務を完了したときは、速やかに市に報告するものとし、完了検査を受けるものとする。

(2) 受注者は、自らの責めに帰すべき理由による成果物の不良箇所等を発見した場合は、速やかに訂正、補足その他の措置をとるものとする。

8. 支払い

完了払いとする。

9. 再委託

本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、発注者の承諾を得なければならない。

10. 調査等

市は、必要があると認めるときは、受注者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

11. 業務実施計画書等の提出

契約後速やかに実施計画書（市様式）を提出すること。

12. その他留意事項

- （１）受注者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。
本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- （２）本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、市と受注者とが協議して定めるものとする。
- （３）受注者は、本業務を遂行するにあたり、誠意をもって業務に専念するものとする。
- （４）受注者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する会計年度の終了後５年間これを保存しておかなければならない。
- （５）この契約の締結後に、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。